

新潟県臨床検査技師会 表彰規程

平成26年1月18日 制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、本会が行う表彰に関することを定める。

(表彰の種類)

第2条 この規程に基づく表彰の種別は、次の各号とする。

- 1 名誉会員表彰
- 2 特別功労者表彰
- 3 永年会員功労者表彰
- 4 生涯教育奨励賞、新人賞
- 5 篠川至賞表彰

(表彰の審査)

第3条 前条の表彰にかかわる審査は、別に定める表彰委員会及び選考委員会がこれを行う。

第2章 名誉会員表彰

(推 薦)

第4条 名誉会員は定款第8条第3項に基づき、表彰委員会の審査を経て理事会が推薦し、総会で決定する。

(推薦基準)

第5条 名誉会員は本会に顕著な功績があった者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 継続して25年以上この会の会員であること
- 2 年齢が60歳以上であること
- 3 本会の理事、常任理事及び監事のいずれかの経歴を有するものであること
- 4 3号の経歴年数が合わせて15年以上であること

第3章 特別功労者表彰

(基 準)

第6条 特別功労者は本会の発展に尽くした功績が顕著であった者で、次のいずれにも該当するもの及び特に表彰の必要を認めた者。

- 1 継続して25年以上この会の会員であること
- 2 年齢が50歳以上であること
- 3 本会の理事、常任理事及び監事の経歴年数が合わせて5年以上であること

(審 査)

第7条 特別功労者は表彰委員会の審査を経て、理事会で決定する。

第4章 永年会員功労者表彰

(基 準)

第8条 永年会員功労者は、本会に継続して25年以上在籍し、年齢が50歳以上の会員とする。この場合、表彰する年の12月31日をもって当該年齢に達した者であればよいこととする。

(手続き及び審査)

第9条 永年会員功労者は各支部長が推薦し、表彰委員会の審査を経て理事会で決定する。

第5章 生涯教育表彰

(生涯教育奨励賞)

第10条 対象年度で、分野にかかわらず得点上位3名を表彰する。同点数の場合は増員も可とし役員、過去の受賞者も該当者とする。表彰委員会の推薦により理事会で決定する。

(生涯教育新人賞)

第11条 対象年度に20代で、分野にかかわらず最多得点者を表彰する。同点数の場合は増員も可とするが、過去の受賞者については、次点者を表彰する。表彰委員会の推薦により理事会で決定する。

第6章 篠川至賞表彰

(選考)

第12条 篠川至賞に関する事項は別に定める規程により、選考委員会の審査を経て理事会で決定する。

第7章 表彰

(表彰方法)

第13条 表彰は次により行うものとする。

- 1 名誉会員、特別功労者及び永年会員者、生涯教育表彰は、毎年開催する通常総会で表彰する。
- 2 篠川至賞は、毎年開催する通常総会に合わせて表彰する。

(内規)

第14条 表彰事務の細部に関する事項は、別に定める内規によるものとする。

第8章 補則及び付則

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得るものとする。

第16条 この規程は、理事会の決議がなければ変更することができない。

(附則)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧表彰規程（平成5年2月20日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。